

とちぎ福祉サービス第三者評価
推進機構ニュース 2017.7
第48号

発行:とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構(栃木県社会福祉協議会内)
TEL.028-622-7555 FAX.028-622-2316 ホームページ <http://www.tfhs.jp>

評価結果を公表しました

H 29. 3. 14 ~H 29. 3. 30 (公表順)

※詳細はホームページ、または
当推進機構事務局にて閲覧する
ことができます。

<http://www.tfhs.jp>

特別養護老人ホーム
やすらぎの里シエスタ

評価機関
NPO法人アスク

児童養護施設
ネバーランド

評価機関
NPO法人アスク

宇都宮市
竹林保育園

評価機関
NPO法人
ニッポン・アクティブライ
フ・クラブ

たから保育園

評価機関
(一社) 栃木県社会福祉士会

児童養護施設
養徳園

評価機関
NPO法人アスク

施設入所支援
光輝舎

評価機関
NPO法人
International Social
Service Culture Center

施設入所支援
ライキ園

評価機関
NPO法人
International Social
Service Culture Center

施設入所支援
那須共育学園

評価機関
NPO法人
International Social
Service Culture Center

特別養護老人ホーム
オレンジホーム

評価機関
NPO法人
ニッポン・アクティブライ
フ・クラブ

全国社会福祉協議会ホームページで公表

<http://www.shakyo-hyouka.net/search/index.php>

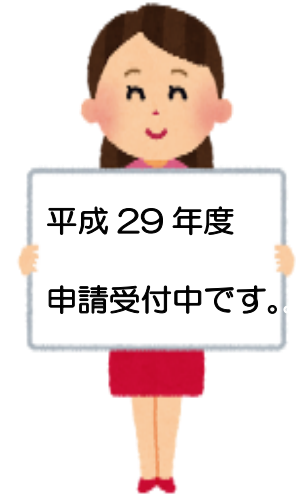
福祉サービス第三者評価受審支援補助制度のご案内

福祉サービス第三者評価受審支援補助制度とは、福祉サービス事業者における第三者評価の受審費用に係る負担を軽減し、受審率向上に資するため、栃木県社会福祉協議会が実施する、受審費用に対する補助制度です。

(今年度で終了予定。)

◆ 平成 29 年度の申請受付について ◆

- 申請方法 必要書類を栃木県社会福祉協議会へ郵送してください。
なお、予算額に達し次第申請受付を終了いたします。
※申請のながれは、**図 1**を参照してください。
- 関係書類 要綱・関係書類は、下記からダウンロードをお願いいたします。
<http://www.tfhs.jp/info/H29/hojokin/youkou.pdf>
- 助成金額 受審料の実費額（30万円を限度とします）
- 助成対象 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、養護老人ホーム、
軽費老人ホーム、施設入所支援を運営する事業者。
※いずれも宇都宮市に所在する事業所を除きます。



下記評価機関が実施するサービス評価を受審してください。(個別に評価機関へご相談ください)

問い合わせ／申請先 〒320-8508 栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内
社会福祉法人栃木県社会福祉協議会 TEL 028-622-7555

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構認証の評価機関

認証番号	評価機関名	住所	電話番号
と評機 05-01	特定非営利活動法人 International Social Service Culture Center	〒329-2213 塩谷町大字熊ノ木 1099-1	0287-45-0068
と評機 05-02	株式会社 アールピーアイ栃木	〒320-0851 宇都宮市鶴田町 1333-1	028-647-3166
と評機 05-03	特定非営利活動法人 アスク	〒325-0074 那須塩原市松浦町 118-189	0287-62-4310
と評機 06-03	株式会社 大高商事	〒320-0075 宇都宮市宝木本町 1474-5	028-665-1911
と評機 08-01	特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ	〒540-0028 大阪府中央区常盤町 2-1-8 FGビル大阪4F 〒321-0162 宇都宮市大和 2-12-27 小牧ビル 3F	028-659-8498 (ナルク栃木福祉調査 センター)
と評機 08-02	一般社団法人 栃木県社会福祉士会	〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028-600-1725
と評機 12-01	社会福祉法人 蓬愛会	〒321-3303 芳賀郡芳賀町稲毛田 1887-4	028-677-2811
と評機 15-01	特定非営利活動法人ライフサポート楽楽	〒289-2516 千葉県旭市口 1004-17	0479-63-5036

※評価対象サービスは、評価機関によって異なります。詳細は、当推進機構ホームページ【評価機関一覧】
をご覧ください。http://www.tfhs.jp/system/list_en.php

【図 1】

福祉サービス第三者評価 受審支援補助制度申請のながれ

事業者
 県社協

※ 補助金交付申請は、事業者から県社協へお願いします。福祉サービス第三者評価受審については、事業者と評価機関との契約になります。また、申請は郵送にて随時受け付けますが、予算に達し次第締め切ります。評価結果の報告は、当該年度の3月1日までにしてください。

(1) 交付申請

提出書類

受審料補助金交付申請書

添付書類

- ①評価機関発行の見積書写し
- ②評価機関との契約予定期間がわかるもの
- ③納税証明書(県税の全税目において過去3年間で滞納がないことを証明するもの)
- ④受審料補助金に係る同意書

(2) 交付決定

審査

(2週間程度要します)

交付決定通知送付

(3) 評価受審

評価機関との契約による
(概ね5ヶ月程度)

(4) 結果報告

提出書類

受審完了報告書(提出期限3月1日)

添付書類

- ①評価機関との受審契約書の写し
- ②評価機関発行の領収書写し
- ③サービス評価受審結果報告書の写し
- ④サービス改善計画書及び改善実施状況報告書

(5) 補助金確定

審査

補助金確定通知送付

(6) 交付請求

提出書類

補助金交付請求書

(7) 補助金交付

平成29年7月1日より高齢の評価基準の改定と評価実施対象サービス追加のお知らせ

高齢者分野の評価実施対象サービスに**訪問介護**が新たに加わりました。

種別	共通項目	内容評価項目	合計
特養	45	17	62
通所介護	45	16	61
養護・軽費	45	12	57



種別	共通項目	内容評価項目	合計
特養	45	17	62
通所介護	45	16	61
訪問介護	45	17	62
養護・軽費	45	17	62

平成29年7月1日より障害の評価実施対象サービス追加のお知らせ

障害分野の評価実施対象サービスに**就労継続支援A**・**療養介護**が新たに加わりました。

保育所における第三者評価の受審促進について

平成27年度4月施行のこども・子育て支援新制度において、保育所等の第三者評価受審を努力義務化。

<課題>

<対策>

- 1 受審の促進 → 平成31年度末までの5年間で、すべての事業者において受審・公表が行われることを目標とする。
- 2 評価機関の質の向上 → 新たな指針及びガイドラインに基づく、質の高い第三者評価の推進。
- 3 受審コストの負担 → 5年に1度の受審が可能となるよう、第三者評価の受審及び評価結果の公表を行った事業所に対して、受審料の半額程度を公定価格の加算として補助する。
※各市町の取組みとなります。

とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構

平成29年度事業計画

H29年6月 第1回基準等部会 (22日)

8月 評価調査者養成研修 (25日)

9月 評価調査者養成研修 (5日、14日、28日)

【実習】 (12日、又は19日)

*実習日、実習先は主催者が指定します。

10月 第2回基準等部会/認証部会

10月 評価調査者継続研修 (30日)

12月 評価調査者継続研修 (11日)

} 2日間のうち、いずれかを受講者が選択します。

H30年 1月 福祉サービス第三者評価推進シンポジウム (19日)

3月 運営委員会

○研修及びシンポジウムの詳細については、後日ホームページに掲載するとともに評価機関へお知らせします。

推進機構ニュース第48号 平成29年7月発行

発行：とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構

〒320-8508 栃木県宇都宮市若草1-10-6 (社会福祉法人栃木県社会福祉協議会内)

TEL 028-622-7555 FAX 028-622-2316

★E-mail : info@tfhs.jp

★ホームページ : <http://www.tfhs.jp>

■第三者評価事業に関するご意見・ご要望がありましたら、お寄せ下さい■